

戸籍に関する証明書の交付申請書(第三者請求)

うるま市長宛

令和 年 月 日

注意 ▶申請書に記載された内容を精査したうえで、交付できない場合や別途資料の提示を求めることがあります。
▶偽りその他不正の手段によって交付を受けた者は、30万円以下の罰金に処せられます。（戸籍法第133条）

※市取扱欄		・免住() □	・免氏() □
		確 認 書 類	添 付・権 限 書 類		手数料
1 点	<input type="checkbox"/> 運免 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> マイ <input type="checkbox"/> 住B <input type="checkbox"/> 障手 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> 在留 <input type="checkbox"/> 運経 <input type="checkbox"/> ()		委任状・社員証・登記事項・戸籍・ その他()		通
2 点	<input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 生保 <input type="checkbox"/> 介保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 住A <input type="checkbox"/> ()		受付	作成	審査
他	<input type="checkbox"/> 本人確認メモ <input type="checkbox"/> ()				交付

【法人の場合】

①当該申請書

②発行から3ヶ月以内の登記簿謄本、履歴事項全部証明書、代表者事項証明書、閉鎖事項証明書等の原本
社名・代表者変更、合併等あれば履歴がわかる資料

③請求の任にあたる者の本人確認書類

官公署発行の顔写真付きの本人確認書類1点（運転免許証・マイナンバーカード・旅券・障がい手帳等）
又は法令に基づき発行された書類2点（保険証・年金手帳（証書）・児童手当受給者証 等）
請求の任にあたる者が代表者であれば「代表者事項証明書」と運転免許証等

④社員証、在籍証明書又は代表者から請求の任にあたる者への委任状

⑤疎明資料

◆法人等団体と必要とする方の関係がわかる資料

契約書・誓約書・債権残高証明書・債権目録・代位弁済証明書・裁判資料 等

写しの場合は「原本に相違ありません」と明記社判押印

使用目的が明らかでない場合には、追加資料を求める場合があります。

必要な方の住所・氏名が契約書と異なる場合は、契約時から申請までの繋がりのわかる住民票（除票）・
戸籍等繋がりが確認できなければ交付できない場合もあります。

◆原契約会社から譲渡・委託された場合、請求のある会社までの経緯がわかるそれぞれの契約書 譲渡（譲受）・委託（受託）契約書、譲渡（譲受）通知書 等

債務者との契約時より前の譲渡・委託契約書の場合「現在もこの契約は継続中です」と明記し社判押印

◆相続調査・裁判・職権消除となっている方の本籍・筆頭者記載のある住民票を求める場合は、除票・戸籍 ・相続放棄申述書等の資料

◆保険・年金等に関する資料（交通事故証明書・保険内容証明書 等）

【個人の場合】

①当該申請書

②請求者の本人確認書類

官公署発行の顔写真付き本人確認書類1点（運転免許証・マイナンバーカード・旅券・障がい手帳 等）、
又は法令に基づき発行された書類2点（保険証・年金手帳（証書）・児童手当受給者証 等）

③代理権委譲の確認（代理人による申請の場合）

任意代理人又は使者の場合→委任状

法定代理人の場合→戸籍謄本・登記事項証明書 等

④疎明資料

必要とする方との関係がわかる契約書・誓約書・債権残高証明書・代位弁済証明書・裁判資料等の原本
使用目的が明らかでない場合には、追加資料の提出を求める場合があります。

◎使用目的(請求理由)や提出先を具体的に記入

- ・債権者が死亡したため返済を求めるにあたり、戸籍により相続人を特定する必要があるため
- ・相続人が被相続人の遺産について遺産分割調停の申立てに際して、添付資料として被相続人が記載されている戸籍謄本を家庭裁判所へ提出する必要があるため

郵送の場合は以下をご用意ください。

①手数料分の定額小為替（郵便局にて購入）郵送事情により発行日から5ヶ月以内のもの

お釣りのないようお願いします。（お釣りの定額小為替がご用意できない場合、切手に代える場合もあります。）

同時に複数申請する場合は、多めに切手をご用意ください。

証明発行手数料

・戸籍謄本（抄本）	450円/通	・戸籍附票（謄本・抄本）	300円/通	・受理証明書 小	350円/通
・昭和（平成）改正原謄本（抄本）	750円/通	・行政証明	300円/通	・受理証明書 大	1400円/通
・除籍（謄本・抄本）	750円/通	・身分証明書	300円/通	・届書記載事項証明	350円/通

郵送請求においては、郵送事情や請求内容により、到着から請求先への到着までに2週間を超える場合もあります。
お急ぎの方はゆとりをもってご請求ください。

【郵送請求窓口】

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市役所市民生活部市民課

（債権郵送請求窓口：与那城出張所） TEL:098-978-2655 FAX:098-978-2019

上記以外のお問合せ（勝連出張所） TEL:098-978-7193 FAX:098-978-2247